

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

- ①背景：誰もががある日突然、犯罪等に巻き込まれる恐れがあります。佐久市では、市内で起きた交通事故によりお子様を亡くされたご遺族から、令和2年11月に「犯罪被害者等の支援に関する条例制定を求める要望書」が提出され、切実に求める支援を伺い、条例制定の検討を進めました。
- ②目的：犯罪被害にあわれた方とそのご家族の被害からの早期回復及び軽減、日常生活の再建を支援し、誰もが安心して暮らすことができる社会を実現するため、市の施策を実効的に推進していくことを目的に策定するものです。

2 計画の位置づけ

犯罪被害者等基本法のほか、佐久市犯罪被害者等支援条例第6条（犯罪被害者等の支援に関する計画）に基づき、犯罪被害者等支援に関する基本方針や具体的施策について定めるものです。

3 計画の期間

令和5年度から令和9年度までの5年間（期間内に犯罪被害者等のニーズや社会を取り巻く環境等が変化した場合、必要に応じて見直します。）

第2章 犯罪被害者等の現状

1 犯罪被害者等の置かれる状況

被害者等の声

（懇談で分かったこと）

市役所等行政機関の窓口について

- 入れ替わり立ち代わり担当職員が代わり、説明が分からない
- 手続きの方法が分からない
- 行政の一方的な判断にさらに傷つけられる
- 信頼できる職員が変わることによる喪失感
- 犯罪被害者支援センターの存在を知らなかった

精神面・経済面・身の回りのことについて

- ショック状態により心身の不調をきたす
- 裁判など経済的負担や精神的負担が大きい
- 思い出に満ちた自宅、事故現場近くの自宅に精神的に住めなくなる
- 日常の身の回りのこと（食事用意、買い物、子の世話）が手につかなくなる
- 仕事に行けなくなる
- 生きるだけで精一杯で自ら支援を求めることが困難

周囲からの二次被害について

- 写真も名前も当事者が知らないうちに報道（SNS）にさらされている
- ネット上に事実と異なる内容が書き込まれ、誹謗中傷を受ける
- 周囲や学校関係者の心無い言葉に傷付く
- 加害者の再犯に精神的に傷付く
- 報道陣が自宅前に押し寄せ、家に帰れない

第2章 犯罪被害者等の現状

2 犯罪被害者等支援における課題

求める支援

①【総合支援窓口の設置】

- ◆各種手続や相談ができる窓口の設置
- ◆福祉の専門職員の配置

②【経済的負担の軽減】

- ◆様々な経済的負担の増大を軽減する支援

③【日常生活への支援】

- ◆心理面での支援
- ◆子どもの心のケア支援
- ◆住居面での支援
- ◆日常の身の回りの支援
- ◆就労面での支援

※被害者、家族、遺族が置かれた状況に応じた支援

④【二次被害の防止】

- ◆インターネット利用のモラルの教育や啓発
- ◆加害者の再犯防止
- ◆報道対応への支援

第3章 犯罪被害者等支援に関する基本方針

1 基本的な考え方【第1条関係】

「誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現」

犯罪被害者等支援を推進し、

- ①犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減
 - ②生活の再建と権利利益の保護
- を図ります。

2 基本方針【第3条関係】

- ①犯罪被害者等の個人としての尊厳を尊重して行う
- ②犯罪被害者等の置かれている状況等に応じて適切に行う
- ③必要な支援を迅速・公正に途切れることなく行う
- ④二次被害や再被害の発生の防止について配慮して行う
- ⑤関係機関等による相互の連携と協力の下で行う

3 市の責務と市民等の役割【第4条・5条関係】

第4章 犯罪被害者等支援に関する施策

1 支援体制の整備【第7条関係】

犯罪被害者等の支援に携わる庁内関係部署が、緊密に連携して適切な支援を行うため、総合支援窓口を設置します。

2 相談及び情報の提供等【第10条関係】

犯罪被害者等が直面する各般の問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行います。

3 日常生活の支援【第11条関係】

それぞれの状況に応じて日常生活を支え、再建を支援します。

4 居住の安定【第12条関係】

居住の安定を図るための支援を行います。

5 経済的負担の軽減【第13条関係】

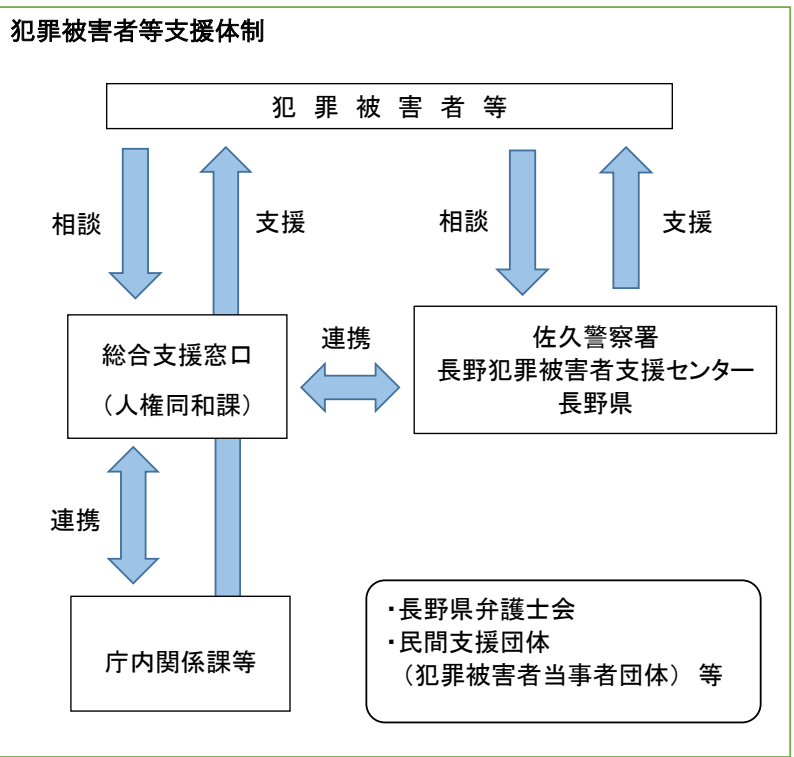
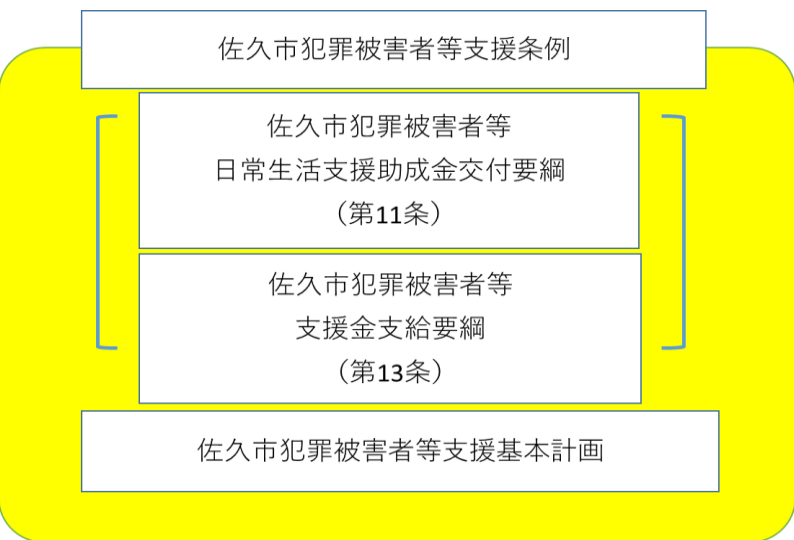
経済的負担の増大を軽減するため、支援金を支給します。

6 市民等の理解の増進【第14条関係】

二次被害等を防止し、犯罪被害者等を社会で孤立させることのないよう、地域や職場、学校における広報、啓発、教育を実施します。

7 民間支援団体に対する支援【第15条関係】

民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進できるよう財政支援を行います。



佐久市犯罪被害者等支援基本計画案に基づく事業概要

施策の区分		(1) 既存の施策で犯罪被害者等支援にも活用できる主な施策		(2) 犯罪被害者等支援に特化した新規施策	
		施策内容	担当課	施策内容	担当課
1支援体制の整備	総合支援窓口の設置			※人権同和課が総合支援窓口となり、庁内関係部署による「支援チーム」を編成し、被害者等と支援担当課の調整を図る。	
2相談及び情報の提供等	戸籍、医療、年金、健康保険など各種行政窓口手続きにおける相談支援	住民基本台帳事務におけるDV等支援措置	市民課		
		国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療保険に係る保険税・保険料の減免	国保医療課		
		国民健康保険、後期高齢者医療保険の第三者行為損害賠償求償に係る相談支援	国保医療課		
		要介護認定	高齢者福祉課		
	被害者等の属性（子ども、ひとり親、高齢者、障害者、困窮者など）に応じた相談・支援	18歳の年度末までの子ども、ひとり親、障がい者、妊産婦への医療費助成	国保医療課		
		被害者等で障がいのある方の福祉サービス等の利用希望に対し相談支援	福祉課		
		犯罪により障がい者となった場合等に手当受給についての案内	福祉課		
		被害者等が精神科に継続して通院する場合の自立支援医療（精神通院）について案内	福祉課		
		子育て短期支援事業	子育て支援課		
		児相と連携した子どもの養育相談	子育て支援課		
		母子・父子自立支援員によるひとり親家庭の自立に向けた相談支援	子育て支援課		
		介護保険料に関する相談	高齢者福祉課		
	保健師、公認心理師、社会福祉士等による心理面の支援	スクールメンタルアドバイザーによる児童生徒への相談支援	学校教育課		
		身体的・精神的な健康の不安や不調に関する保健師による相談支援	健康づくり推進課		
		精神的不調等の悩みに関する公認心理師等による相談支援	福祉課		
		状況に応じた地域包括支援センターとの連携による支援	高齢者福祉課		
3日常生活の支援	身の回りの日常生活支援（家事・育児・介護・配食など）	要介護（支援）認定者に対するケアプランに基づいた必要なサービス提供	高齢者福祉課	●家事・育児・介護支援 日常生活の営みに支障がある犯罪被害者、遺族又は家族が利用する家事・育児・介護サービスの費用への助成【人権同和課】	
		ファミリーサポート事業（育児支援）	社会福祉協議会		
		介護助っ人事業（介護支援）	社会福祉協議会		
	就職相談・職業紹介等による就労支援	佐久市内での就職を希望する求職者を対象とした就職相談・職業紹介	商工振興課		●配食支援 外出が困難となり、食事を用意することに支障がある犯罪被害者等が、配食サービスを利用する場合の費用への助成【人権同和課】
		職場（商工業者）に対する啓発	商工振興課		
		各種事業者向けの補助金・給付金・融資制度の紹介など	商工振興課		
		相談者の状況に応じた支援プラン、ハローワークへ同行支援	社会福祉協議会		
		企業と連携を図った職場体験の場の提供と体験受け入れ先企業開拓	社会福祉協議会		
		アウトリーチ支援員を配置したより丁寧な支援	福祉課・社会福祉協議会		
	報道等への対応支援				●一時保育支援 扶養する就学前の子の家庭での保育に支障が生じた犯罪被害者等が、一時的な預かり保育を利用する場合の費用への助成【人権同和課】
4居住の安定	市営住宅による住居支援	市営住宅への入居	建築住宅課	●転居支援 従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等が、転居する場合の費用への助成【人権同和課】	
		高齢者施設による住居支援	生活管理指導短期宿泊事業		高齢者福祉課
高齢者生活支援ハウス入居	高齢者福祉課		●報道対応等支援 犯罪被害者等が報道機関等の対応等を弁護士に依頼する場合の費用の助成【人権同和課】		
5経済的負担の軽減	見舞金等の支給による経済面での支援	県民交通災害共済による見舞金の支給		生活環境課	●弁護士相談支援 犯罪被害によって生じる法律問題について弁護士に相談する場合の費用の助成【人権同和課】
6市民等の理解の増進	学校・地域・職場に向けたSNSモラル等についての教育及び啓発	道徳の授業などの機会にSNSモラル等の教育を実施	学校教育課	●居住支援 従前の住居への居住が困難となった犯罪被害者等の市営住宅入居への配慮【建築住宅課】	
					7民間支援団体に 対する支援
※佐久市犯罪被害者等支援基本計画案より抜粋					